

新旧対照表（高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱）

新	旧
<p>第1条（略） （補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 県は、事業戦略の実践等による県内製材業の加工力強化、製材品の品質向上、県内製材業の安定した経営による雇用の維持・増進、原油高騰への対応、グリーン化施策の推進、森林資源の成熟により増加する大径材の有効活用及び木材の防火性能の向上を目的として、別表に定める補助事業者（以下「補助事業者」という。）が行う木材加工技術者等の育成、新たな製材品の開発及び経営改善に必要な取組並びに製材関連施設の導入に対して予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>第3条～第6条（略）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（1）～（3）（略）</p> <p>（4）完了予定期日の変更（補助事業が予定の期間内に完了しない場合に限る。） <u>（概算払の請求）</u></p> <p><u>第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を所長に提出しなければならない。</u></p> <p>第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに所長に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 補助事業者は、第6条第1項第7号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前条第1項の規定により減額の承認を受けた場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第5号様式による報告書により所長を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>第10条 補助事業により導入した製材関連施設については、別記第6号様式による報告書により、補助事業の完了年度の翌年度から5年間（耐用年数期間が5年以内のものにあつては、耐用年数期間）の計画達成状況を、翌年度の5月末までに所長を経由して、知事に報告しなければならない。</p> <p>第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定の前に補助事業に着手してはならない。ただし、別表に掲げる加工力強化整備事業について、第4条の補助金の交付の申請後にやむを得ない事由により補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要があると知事が認める場合であつて、当該事由を具体的に明記した別記第7号様式による交付決定前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。</p> <p>第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めるときは、別記第9号様式による繰越承認通知書により当該補助事業者に通知するものとする。</p> <p>3 補助事業者は、第1項の規定により所長の承認を受けた場合は、別記第10号様式による年度終了報告書を翌年度の4月15日までに所長に提出しなければならない。</p> <p>第13条（略）</p> <p>第14条（略）</p> <p><u>第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発</u></p>	<p>第1条（略） （補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 県は、事業戦略の実践等による県内製材業の加工力強化、製材品の品質向上、県内製材業の安定した経営による雇用の維持・増進、原油高騰への対応、グリーン化施策の推進及び森林資源の成熟により増加する大径材の有効活用を目的として、別表に定める補助事業者（以下「補助事業者」という。）が行う木材加工技術者等の育成、新たな製材品の開発及び経営改善に必要な取組並びに製材関連施設の導入に対して予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>第3条～第6条（略）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（1）～（3）（略）</p> <p>（4）完了予定期日の変更（<u>交付金</u>事業が予定の期間内に完了しない場合に限る。） <u>（新設）</u></p> <p>第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに所長に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 補助事業者は、第6条第1項第7号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前条第1項の規定により減額の承認を受けた場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第4号様式による報告書により所長を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>第9条 補助事業により導入した製材関連施設については、別記第5号様式による報告書により、補助事業の完了年度の翌年度から5年間（耐用年数期間が5年以内のものにあつては、耐用年数期間）の計画達成状況を、翌年度の5月末までに所長を経由して、知事に報告しなければならない。</p> <p>第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定の前に補助事業に着手してはならない。ただし、別表に掲げる加工力強化整備事業について、第4条の補助金の交付の申請後にやむを得ない事由により補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要があると知事が認める場合であつて、当該事由を具体的に明記した別記第6号様式による交付決定前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。</p> <p>第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めるときは、別記第8号様式による繰越承認通知書により当該補助事業者に通知するものとする。</p> <p>3 補助事業者は、第1項の規定により所長の承認を受けた場合は、別記第9号様式による年度終了報告書を翌年度の4月15日までに所長に提出しなければならない。</p> <p>第12条（略）</p> <p>第13条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新

注に努めるものとする。

第16条 この要綱に定める書類を、別表の事業区分「加工力強化推進事業」、「SCM推進事業」及び「木材防火性向上事業」の実施に当たり提出する場合にあっては、別記様式中「高知県〇〇林業（振興）事務所長」とあるのは「高知県知事」に読み替えるものとし、「加工力強化推進事業」については所長を経由して、「SCM推進事業」及び「木材防火性向上事業」については直接、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出するものとする。

(略)

附 則

1 (略)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項、第10条、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(略)

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

【事業区分：加工力強化推進事業】

(略)

【事業区分：加工力強化整備事業】

補助対象経費		補助対象製材関連施設	補助率	補助事業者
加工力強化	事業戦略の実践等による製材業の加工力強化を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費	のこ帯鋸盤、丸鋸盤、選別機、チップパー、集じん装置、剥皮施設、ツインバンドソー、ギヤングリップパー、フォークリフト（エンジン式）（注6）、その他加工力強化を図るために必要な製材関連施設	2分の1以内 （補助上限額2,000万円） （国産材の加工量が50パーセント以下の製材事業者については、3分の1以内） ただし、フォークリフト（エンジン式）については、3分の1以内（国産材の加工量が50パーセント以下の製材事業者については、4分の1以内） <u>（※）のいずれかの条件を満たす場合に10分の1を加算することができる。</u>	県内製材事業者又はその他県内木材加工事業者、県内製材事業者が組織する団体
品質向上	事業戦略の実践等による製材品の品質向上を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費	木材乾燥機、防虫・防腐施設、木質資源利用ボイラー施設、モルダール、グレーディングマシン、付加価値を高めるために必要な木材加工機、その他品質向上を図るために必要な製材関連施設		
グリーン化	(略)	(略)	(略)	(略)
労働環境整備	(略)	(略)	(略)	(略)
目立て	(略)	(略)	(略)	(略)

旧

第14条 この要綱に定める書類を、別表の事業区分「加工力強化推進事業」、「SCM推進事業」の実施に当たり提出する場合にあっては、別記様式中「高知県〇〇林業（振興）事務所長」を「高知県知事」に改め、「加工力強化推進事業」については所長を経由して、「SCM推進事業」については直接、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出するものとする。

(略)

附 則 (略)

1 (略)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項、第9条、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(略)

(新設)

別表（第3条関係）

【事業区分：加工力強化推進事業】

(略)

【事業区分：加工力強化整備事業】

補助対象経費		補助対象製材関連施設	補助率	補助事業者
加工力強化	事業戦略の実践等による製材業の加工力強化を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費	のこ帯鋸盤、丸鋸盤、選別機、チップパー、集じん装置、剥皮施設、ツインバンドソー、ギヤングリップパー、フォークリフト（エンジン式）（注6）、その他加工力強化を図るために必要な製材関連施設	2分の1以内 （補助上限額2,000万円） （国産材の加工量が50パーセント以下の製材事業者については、3分の1以内） <u>※</u> ただし、フォークリフト（エンジン式）については、3分の1以内（国産材の加工量が50パーセント以下の製材事業者については、4分の1以内） <u>(新設)</u>	県内製材事業者又はその他県内木材加工事業者、県内製材事業者が組織する団体
品質向上	事業戦略の実践等による製材品の品質向上を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費	木材乾燥機、防虫・防腐施設、木質資源利用ボイラー施設、モルダール、グレーディングマシン、付加価値を高めるために必要な木材加工機、その他品質向上を図るために必要な製材関連施設		
グリーン化	(略)	(略)	(略)	(略)
労働環境整備	(略)	(略)	(略)	(略)
目立て	(略)	(略)	(略)	(略)